

**ご注意  
下さい!!**

# それは消防法違反かも!?

お客様、従業員の命を守るのは、**経営者としての責任**です。  
消防関係法令等を**遵守**し、万全の防火安全対策をお願いします。

## まずは防火チェックを!

- 避難施設の管理は適正ですか?**  
 ↳ 避難の支障になる物品の放置、防火戸の開閉障害で、多数の死者が出る重大火災が発生しています。
- 無届で増改築していませんか?**  
 ↳ 渡り廊下で建物を接続、倉庫を増築、間仕切りを変更、窓等の開口部を塞ぐなど、場合によっては、新たに消防用設備等の設置義務が生じます!
- 消防用設備等の定期的な点検と報告をしてますか?**  
 ↳ 機器点検は半年に1回、総合点検は1年に1回必要です。定期的な点検報告義務もあります。



## 違反には厳しい罰則があります!

- その1** 消防機関が「命令」した場合、**標識を設置し違反内容を公示**
- その2** **社会的な信用を損なうおそれ**もあります。
- その3** **罰則は最高1億円** (その他にも、多くの事項について消防法が改正されています)



## まずは消防署に、ご相談下さい!

無届部分での建物工事で、思わぬ消防用設備等が必要となるケースがあります。適正な状態を維持するため、つぎの場合はご相談下さい。

- 防火管理や消防用設備に関する質問がある場合
- 危険物取扱いや火気取扱いについて分からない場合
- 新築、増改築、模様替えを検討している場合
- 消防法改正について確認したい場合 など

# 防火対象物チェックリスト

～ いま一度、安全を確認し、万全の防火安全対策をお願いします。～

## 共通事項

- 消防法令の基準により消防用設備等を適正に設置している。
- 消防用設備等の点検及び点検報告を定期的実施している。
- 廊下、階段等の避難経路に障害物を置いていない。
- 防火戸の閉鎖障害は生じていない。
- 建物周囲に可燃物等を放置していない。
- 窓や扉などの開口部を塞いだりせず、適正に維持している。
- 危険物を取り扱う場合、届出をしている。

## 一定の防火対象物に該当する場合

- 防火管理者を選任し届出をしている。
- 消防計画を作成し届出をしている。
- 消火・通報・避難訓練を実施している。(一定の対象物は報告も必要)
- 防災防火対象物の場合は、カーテン等に防災物品を使用している。
- 防火対象物点検報告を実施している。

## 次のような場合、消防署へ事前にご相談下さい

- 建物に増築、改築、模様替え、間仕切り変更を行いたい。  
(渡り廊下の接続、窓や扉などの開口部の変更も含まれます。)
- テナント入居等の予定がある。  
(テナント用途の変更や収容人員増加などがある場合はお早めに。)
- 建物の内装を変更したい。
- 危険物を新たに取扱う、取扱う量が変わる予定がある。  
(灯油、塗料、シンナー等も数量によっては危険物に該当します。)

変更する前に、まずは消防署にお問い合わせ下さい！

金沢市消防局予防課 TEL(076)280-2065  
駅西消防署 TEL(076)280-6094

中央消防署 TEL(076)280-5041  
金石消防署 TEL(076)280-7037